

仁木町立学校における働き方改革 アクション・プラン

平成30年5月

(令和元年9月改定)

仁木町教育委員会

はじめに

学校教育の役割は、子どもたちが将来社会で自立し、自らの人生を豊かにするために必要な基礎的な力を身に着けるとともに、一人ひとりの可能性を引き出すことにあります。各学校においては、子どもたちが未来社会を切り拓くための資質と能力一層確実に育成していくことを目指す学習指導要領のねらいや社会からの要請等を踏まえ、児童生徒に対する指導を一層充実されることが期待されており、その実現に向けては、教職員が健康で生き生きとやりがいをもって働きながら、学校教育の質を高めることができる環境を構築することが必要です。

しかしながら、北海道教育委員会が平成 28 年度に行った「教育職員の時間外勤務等に係る調査」の結果では、教職員の長時間労働の実態が明らかとなり、時間外勤務の縮減に向けた働き方改革が喫緊の課題となっています。

こうした状況を受け、北海道教育委員会では、学校における働き方の業務改善の方向性を示した「学校における働き方改革 北海道アクション・プラン」が策定されました。

このことから、本町教育委員会におきましても、北海道教育委員会が策定した「学校における働き方改革 北海道アクション・プラン」に基づき、「仁木町立学校における働き方改革アクション・プラン」を策定しました。

策定に当たっては、実効性のある取り組みの実現に向け、町内各学校内での協議のほか、校長会などでの意見交換を行い、教育委員会と学校との連携による働き方改革に向けた業務改善を推進することとしました。

今後においても、学校、家庭、地域、行政が密接に連携し、保護者や地域住民の理解を得ながら、教職員が教育活動に集中し専念できる環境の整備に努めてまいります。

アクション・プランの性格

本プランは、北海道教育委員会が策定した「学校における働き方改革 北海道アクション・プラン」に基づき、町内の全ての学校が働き方改革を進めるため、教育委員会が策定し、各学校の取組を促すものである。

本プランについては、今後の国や北海道の動向、学校における取組状況などを見極めながら、必要に応じて適宜見直しを行う。

取組の方向性

これまでの働き方を見直し、教員が業務の質を高めるとともに、日々の生活や教職人生を豊かにすることで、自らの専門性や人間性を高め、子どもたちに対して効果的な教育活動を行い教育の質を高めるといふ、働き方改革の目指す理念を共有しながら、取組を実行するものとする。

「学校における働き方改革」は、学校はもとより、国、地方公共団体、更には家庭、地域等を含めた全ての関係者がそれぞれの立場で、学校種による勤務体系の違いや、毎日子どもと向き合う教員という仕事の特性も考慮しつつ、その解決に向け取り組んでいくことが重要である。

教育委員会及び学校の役割

(1) 教育委員会の役割

教育委員会は、仁木町立学校における働き方改革を進めるため、地域の実情に応じた取組を主体的に実施するとともに、取組を行うための支援を行う。

また、時間外勤務縮減に係る各学校の取組について適切に把握するとともに、その進行管理や指導助言に努める。

(2) 各学校の役割

校長は、学校の重点目標を明確にし、全職員の共通理解のもと、働き方改革に向けた取組を、関係機関と連携しながら主体的に推進する。

校長は、時間外勤務の縮減に向け、日頃から教職員の勤務状況や校務の進捗状況を把握し、教職員の健康管理、公務分掌の見直しによる業務処理体制の改善に努める。

アクション・プランの目標及び期間

本プランに掲げる取組成果の検証を行いながら着実に進めるため、次のとおり目標を設定し、取り組み期間は平成30年度から令和2年度までの3年間とする。

教員の在校時間から条例で定める勤務時間等を減じた時間を1か月で45時間以内、1年間で360時間以内とする。

※1 児童生徒等に係る臨時的な特別の事情により勤務せざるを得ない場合についても、1年間で720時間を超えないようにするとともに、1か月で45時間を超える月は1年間に6月までとする。

※2 また、1か月では100時間未満であるとともに、連続する複数月のそれぞれの期間について、月平均が80時間を超えないようにする。

※ 「在校時間」は、「仁木町立学校の教員の勤務時間の上限について」の(2)の①による。

なお、この目標を達成するため教育委員会は、毎年度、進捗状況を把握し、学校における働き方改革の取組を検証しながら、具体的な学校経営指導に努める。また、学校は、時間外勤務等の実態を踏まえ、実情に応じた取組を主体的に検討し、実施していくこととする。

【働き方改革を進めるため、令和2年度末に目指す指標】

- 1 部活動の休養日を全ての部活動で完全実施（年間④（平日週1日52日＋週末週1日52日）＋⑤学校閉庁日11日（④と⑤の重複分を除く。））している部活動の割合 ……100%
- 2 変形労働時間制を全町立学校で活用している学校の割合 ……100%
- 3 定時退勤日を全町立学校で月2回以上実施している学校の割合 ……100%
- 4 学校閉庁日を全町立学校で年11日実施している学校の割合 ……100%

推進体制

教育長を座長として教育次長、学校教育係長、生涯学習係長で構成する「働き方改革推進チーム」を設置する。

取組の検証と改善

教育委員会は、毎年度進捗状況を把握し、「働き方改革推進チーム」等における議論を通して取組を検証し、検証結果を踏まえた新たな取組の追加や、効果が見られない取組の見直しなど、取組の改善を行う。

保護者や地域住民等への理解促進

各学校においては、保護者や地域住民等に対し、適切に説明責任を果たし、その理解と協力を得るためにも、業務改善や教員の働き方改革について、学校評価に明確に位置付けるなどするとともに、教育委員会においても、仁木町PTA連合会等と連携するなどしながら、学校における働き方改革について、保護者や地域住民等への普及啓発を進める。

具体的な内容

教育委員会及び学校は、地域や各学校の実情を踏まえ、次の取組を行う。

Action 1 教職員が本来担うべき業務に専念できる環境の整備

■学校課題に応じた専門スタッフ等の配置

各学校の課題に応じてスクールカウンセラー、学校力向上支援員、特別支援教育支援員等の配置を進めるとともに、部活動の指導体制については、国や北海道等の動向を見ながら外部講師の掘り起しや育成に努める。

■ICTを活用した教材の共有化による授業準備等の支援の充実

教育委員会は、授業準備等に要する勤務時間の縮減を図るため、道教委がホームページに掲載する次の教材や資料等が各学校で活用されるよう、情報の提供に努める。

① 小学校

各教科等の学習指導案や活用した教材、実践例等、特に中学年での外国語活動の導入や高学年での教科化に向けて、文部科学省が作成した教室用デジタル教材や、教員用指導書、学習指導案例、ワークシートなど授業準備に役立つ資料を含

- め、新学習指導要領に対応した教材等
- ② 中学校
 - 各教科等の学習指導案や活用した教材、実践例

■校務支援システムの利活用の促進

校長は、公務支援システムの利活用に取り組み、校務に要する時間及び会議時間等の縮減に努める。

■地域との協働による学校を応援・支援する体制づくり

地域でどのような子どもを育てるか、何を実現していくかという目標やビジョンを共有し、学校を核として、家庭と地域が一体となって子どもたちを育む「地域とともにある学校づくり」に向けて、「コミュニティスクール」の導入について検討を進める。

Action 2 部活動に係る負担の軽減

■部活動の休養日等の設定

生徒や担当教員の健康・安全及びケガの防止、心身のリフレッシュを図るほか、教員が健康でいきいきとやりがいをもって勤務しながら、学校教育の質を高められる環境を構築するためには、教員の部活動指導における負担が過度にならないよう配慮する必要があることから、全ての部活動における休養日等の完全実施に向けた取組を進める。

(1) 休養日

学 期 中 平日で1日、土曜日又は日曜日で1日の週2日

長期休業中 日曜日及び学校閉庁日

※大会等への出場や練習試合、やむを得ず活動を行う場合(中体連が主催する大会等の日の前日から起算して1か月以内の期間の場合)は、他の日に振り替えることができるものとする。

(2) 活動時間

学 期 中 4月から学校祭当日までは18時まで

学校祭翌日から3月までは17時まで

休 業 日 (土曜日、日曜日、祝日を含む) は3時間程度

※大会等への出場や練習試合、中体連等が主催する大会等の日の前日から起算して1か月以内の期間の場合を除く。

- (3) 積雪のため屋外での活動が制限される部活動や、主に冬季に行われる部活動等についても、休養日については上記の基準を原則とするが、原則どおり運

用することが困難と認められる場合は、ある程度長期の休養期間(オフシーズン)を設けることを前提に、特例的な取扱いとして、次に示す休養日の設定及び活動時間で実施することができるものとする。

ただし、こうした実施の仕方の場合であっても、成長期にある生徒がバランスのとれた生活を送ることができるよう、上記の基準と異なる休養日や活動時間の設定が常態化しないよう休養日や活動時間を設定すること。

○ 休養日は、平日又は休業日を問わず、少なくとも週1日以上は設定した上で、年間の累計で104日以上とすること。

○ 活動時間は、年間の累計で600時間以内とすること。

※ 上記の部活動休養日及び活動時間の具体的な取扱いの詳細については、「仁木町立学校に係る部活動の方針」による。

Action 3 勤務時間を意識した働き方の推進と学校運営体制の充実

■ワークバランスを意識した働き方の推進

校長は職員がワークバランスの視点を積極的に取り入れる意識改革が図られるよう、月2回以上の「定時退勤日」及び年2回以上の「時間外勤務縮減強調週間」を設け、教職員の意識啓発の徹底に努める。

■人事評価制度等を活用した意識改革の推進

- (1) 校長は、「学校経営方針」や「重点目標」等に自校における働き方改革に関する視点を盛り込むとともに、管理職員の業績評価に係る目標設定に当たっては、所属職員の働き方改革に向けたマネジメントに関する目標を設定する。
- (2) 人事評価の面談において、管理職員が所属する教職員と業務改善に向けた意識の共有を図る。

■長期休業期間中における「学校閉庁日」の設定

教職員が休養を取りやすい環境を整備し、心身の健康を保持するため、長期休業期間中における「学校閉庁日」を次のとおり実施する。

(1) 夏季休業期間 8月13日から8月15日まで

(2) 冬季休業期間 12月29日から1月5日まで

なお、サービス上の取扱い等については次のとおりとする。

ア 年末年始の休暇を除き勤務を要する日であるため、年次有給休暇や特別休暇の取得、週休日の振替等により対応すること。

イ ただし、年次有給休暇等の取得は任意であり、希望しない教職員に取得を強制することがないよう留意すること。

ウ 年次有給休暇等の希望をしない職員等が出勤する場合、玄関の開錠、

施錠は出勤する教職員が行うこととし、そのために管理職員が出勤することがないようにすること。

■勤務時間を客観的に把握し、集計するシステムの構築

勤務時間の管理については、労働安全衛生法の改正により、校長や服務監督権者である教育委員会等に求められている責務であることが明確化されたことを踏まえ、令和元年度から校務支援システムを活用したシステムによる出退勤管理を実施する。

■有効な実践事例を活用した業務改善

教育委員会は、道教委の民間ノウハウや経験者の知見を活用した実践事業や全国の好事例を踏まえ、地域性に則した具体的な業務改善を実施する。

■保護者や地域住民への理解促進

各学校においては、保護者や地域住民等に対し、適切に説明責任を果たし、その理解と協力を得るためにも、業務改善や教職員の働き方改革について、学校評価に明確に位置付けるとともに、教育委員会においても、仁木町 PTA 連合会と連携するなどしながら、学校における働き方改革について、保護者や地域住民等への普及啓発を進める。

Action 4 教育委員会による学校サポート体制の充実

■調査業務等の見直し

教員の事務の負担を軽減するため、学校を対象として行う調査について、実施の必要性を踏まえて精選や見直しを行うとともに、提出期間を十分に確保し、一定期間に調査業務が集中することのないよう取り組んでいく。

■年間計画等の簡素化及び作成に関する支援

スポーツ庁の「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」により作成が求められる、休養日・学校閉庁日等を盛り込んだ年度及び月間計画が、各学校において効率的に行えるよう、各学校へ支援を行う。

■勤務時間に関する制度の有効活用

4 週の期間内での変形労働時間制、週休日の振替に係る勤務時間スライド・振替期間の特例、週休日における 3 時間 45 分の割振りの変更なども職員の勤務時間に係る制度が有効に活用されるよう、学校に対する指導を行う。

■適正な勤務時間設定

教育委員会は、各学校に対して児童生徒等の登下校時刻や、部活動、学校の諸会議等については、教職員が適正な時間に休憩時間を確保できるようにすることを含め、教職員の勤務時間を考慮した時間設定を行うよう指導・助言を行う。

また、やむを得ず「超勤4項目」以外の業務を、早朝や夜間等、通常の勤務時間以外の時間帯に実施せざるを得ない場合には、変形労働時間制や週休日の振替などの勤務時間や休憩時間に係る諸制度を有効活用して、正規の勤務時間の割振りを適正に行うなどの措置を講ずるよう指導・助言を行う。

■メンタルヘルス対策の推進

教職員のメンタルヘルス対策を推進するため、1年に1回のストレスチェックを実施するとともに相談体制の充実を図る。

■教育課程の編成・実施に関する指導助言

教育委員会は、各学校に対し、標準授業時数を大きく上回った授業時数を計画することの無いよう指導・助言するとともに、指導体制を整えないまま標準授業時数を大きく上回った授業時数を計画している場合には、指導体制の整備状況を踏まえて精査して教員の勤務時間の増加につながらないようにし、教育課程の編成・実施にあたって働き方改革に十分配慮するよう指導・助言を行う。

■学校行事の精選・見直し

各学校に対し、文部科学省が提示する予定の取組事例を参考とするなどして、学校行事の精選や見直しの取り組みを推進するよう促す。

仁木町立学校の教員の勤務時間の上限について

教員の勤務時間に関しては、文部科学省が平成31年1月25日に策定した「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」において、服務監督権者である教育委員会は、同ガイドラインを参考にしながら、所管内の公立学校の教員の勤務時間の上限に関する方針等を策定することとされたことから、本項に仁木町立学校の教員の勤務時間の上限について定める。

教育委員会は、次に定める勤務時間の上限の目安時間を超えないよう、「具体的な取組内容」の全てに取組み、業務の削減や勤務環境の整備を進める。

各町立学校は、教員の勤務時間管理や業務の役割分担の適正化、効率化等を進め、勤務時間の上限の目安時間を超えないように努力する。

(1) 対象者

「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」（以下、「給特法」という。）第2条に規定する義務教育諸学校等の教育職員を対象とする。

(2) 勤務時間の上限

① 「勤務時間」の考え方

教員等の「超勤4項目」以外の業務が長時間化している実態も踏まえ、こうした業務を行う時間も含めて「勤務時間」を適切に把握するために、教員等が校内に在籍している在籍時間を対象とすることを基本とする。

なお、所定の勤務時間外に校内において自らの判断に基づいて自らの力量を高めるために行う自己研鑽の時間その他業務外の時間については、自己申告に基づき除くものとする。

これに加えて、校外での勤務についても、職務として行う研修への参加や児童生徒等の引率等の職務に従事している時間については、時間外勤務命令に基づくもの以外も含めて外形的に把握し、対象として合算する。

ただし、これらの時間からは、休憩時間を除くものとする。

これらを総称して「在籍等時間」とし、本計画において対象となる「勤務時間」とする。

② 上限の目安時間

ア 1か月の在籍等時間の総時間から北海道学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（以下「条例」という。）で定められた勤務時間の総時間を減じた時間が、45時間を超えないようにすること。

イ 1年間の在籍等時間の総時間から条例等で定められた勤務時間の総時間を減じた時間が、360時間を超えないようにすること。

③ 特例的な扱い

ア 上記②を原則としつつ、児童生徒等に係る臨時的な特別の事情により勤務せざるを得ない場合についても、1年間の在籍等時間の総時間から条例等で定められた勤務時間の総時間を減じた時間が、720時間を超えないようにすること。

この場合においては、1か月の在籍等時間の総時間から条例等で定められた勤務時間の総時間を減じた時間が45を超える月は、1年間に6月までとすること。

イ また、1か月の在籍等時間の総時間から条例などで定められた勤務時間のそう時間を減じた時間が100時間未満であるとともに、連続する複数月（2か月、3か月、4か月、5か月、6か月）のそれぞれの期間について、各月の在籍等時間の総時間から条例等で定められた各月の勤務時間の総時間を減

じた時間の1か月当たりの平均が、80時間を超えないようにすること。

(3) 実効性の担保

- ① 教育委員会は、本計画等の実施状況を把握した上で、その状況を踏まえ、勤務時間の長時間化を防ぐための業務の役割分担や適正化、必要な環境整備等の取組を実施する。特に、方針等で定める上限の目安時間を超えた場合には、教育委員会は、該当校における業務や環境整備等の状況について事後的に検証を行う。
- ② 教育委員会は、町長と本計画について認識を共有し、町長の求めに応じて必要な報告を行うなど連携して取り組む。
- ③ 教育委員会は、保護者も含めて社会全体が内容を理解できるよう、教育関係者はもちろん、保護者や地域住民等に対して広く周知する。

【留意事項】

- ① 関係者は、上限の目安時間まで教員等が在校等したうえで勤務することを推奨する趣旨ではなく、「学校における働き方改革」の総合的な方策の一環として策定されるものであり、他の長時間勤務の削減方策と併せて取り組まれるべきものであることを十分に認識すること。決して、学校や教員等に上限の目安時間の遵守を求めるのみであってはならないこと。
- ② 働き方改革推進法による改正後の労働安全衛生法体系において、電子計算機の使用時間の記録等の客観的な方法その他の適切な方法による勤務時間の把握が事業者の義務として明確化されたことを踏まえ、在校時間は、校務支援システムを活用し計測し、校外の時間についても、本人の報告等を踏まえてできる限り客観的な方法により計測すること。
- ③ 教育委員会は、休憩時間や休日の確保等労働法制を遵守すること。また、教員等の健康及び福祉を確保するため、在校等時間が一定時間を超えた教員等への医師による面接指導や健康診断を実施すること、退庁から登庁までに一定時間を確保すること、年次有給休暇等の休日についてまとまった日数連続して取得することを含めてその取得を促進すること、必要に応じ医師又は保健師等による保健指導を受けさせること等に留意しなければならないこと。
- ④ 上限の目安時間の遵守を形式的に行うことが目的化し、真に必要な教育活動をおろそかにしたり、実際より短い虚偽の時間を記録に残す、又は残させたりすることがあってはならないこと。さらに、上限の目安時間を守るためだけに自宅等に持ち帰って業務を行う時間が増加してしまうことは、本方針のそもそもの趣旨に反するものであり、厳に避けること。

■年度計画表

取 組 内 容		H 3 0	R 0 1	R 0 2
1	学校課題に応じた専門スタッフ等の配置			
	スクールカウンセラーの配置	◎	◎	◎
	学校力向上支援員の配置	◎	◎	◎
	特別支援教育支援員の配置	◎	◎	◎
	部活動における外部講師の掘り起こし	◎	◎	◎
2	校務支援システムの整備	検討	◎	◎
3	地域との協働による学校を応援・支援する体制づくり	◎	◎	◎
4	部活動の休養日の設定			
	学 期 中 : 平日で1日、土日で1日の週2回	◎	◎	◎
	長 期 休 業 日 中 : 学校閉庁日及び学期中に準じた取扱い	◎	◎	◎
5	部活動の活動時間の設定			
	平日 : 4月から学校祭まで(18:00までとする。)	◎	◎	◎
	平日 : 学校祭から3月まで(17:00までとする。)	◎	◎	◎
	休業日 : 3時間程度	◎	◎	◎
6	ワークバランスを意識した働き方の推進			
	月2回以上の定時退勤日の設定	◎	◎	◎
	月2回以上の「時間外勤務縮減強調週間」の設定	◎	◎	◎
7	人事評価制度等を活用した意識改革の推進	◎	◎	◎
8	長期休業期間中における「学校閉庁日」の設定	◎	◎	◎
9	年間計画等の簡素化及び作成に関する支援	◎	◎	◎
10	勤務時間を客観的に関する制度の有効活用	検討	◎	◎
11	メンタルヘルス対策の推進	○	◎	◎
12	学校行事の精選・見直し	○	◎	◎
◎すでに実施している ○年度中に実施予定				